Ⅰ　ともに生きる社会かながわの実現に向けた憲章策定の考え方

１　策定の経緯

平成 28 年 7 月 26 日、神奈川県立の障害者支援施設「津久井やまゆり園」において、施設の利用者など 19 人が死亡し､27 人が負傷するという大変痛ましい事件が発生した。

この事件は、元職員の障害者に対する偏見や差別的思考が、身勝手極まりない残虐な犯行に駆り立てたと伝えられていることから、多くの県民に、言いようもない衝撃を与えた。

県では、これまでも「ともに生きる社会かながわ」の実現をめざしてきたが、そうした中でこの事件が発生したことを受け、障害者団体などから障害者への差別が助長されるのではないかと懸念する声があがっており、差別や偏見をなくすため、強いメッセージの発信が求められている。

２　「憲章」の考え方

県として基本的な方針や施策の方向性を明確に示す方法として、条例制定という方法も考えられるが、条例を制定する場合には、法律等との重複を避け、整合性をとるためにも、十分な検討時間が必要となる。

事件の発生を受けて、一日も早く、県としてこの事件に屈しない断固とした決意を示すためには、県が作成し、県議会の同意をいただく憲章という形で、その決意を早期に表明していくことが、最も適切である。

３　憲章の内容

神奈川県及び神奈川県議会が、このような事件を二度と繰り返さないよう、断固とした決意をもって取り組むことを示すものとして、「ともに生きる社会かながわ憲章」（仮称）を策定する。

憲章には、私たちが、障害の有無にかかわらず、一人ひとりのいのちを大切にすること、障害者がその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現をめざすこと、障害者の社会への参加を妨げるあらゆる障壁、いかなる偏見や差別も排除すること、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組むことなどを記載する。

Ⅱ　ともに生きる社会推進事業費について

県立施設の津久井やまゆり園において 7 月 26 日に発生した事件は、障害者はいなくなったほうがいいといった間違った考えにより引き起こされたと伝えられ、障害者団体などから、この事件をきっかけに障害者への差別が助長されるのではないかと懸念する声があがっている。

そこで、障害者やそのご家族、県民が不安を感じることのないよう、県として、障害の有無にかかわらず、「ともに生きる社会かながわ」を実現する、という強いメッセージを発信することが求められていることから、次の取組みを進めるため、ともに生きる社会推進事業費として補正予算案を計上した。

１　政策広報について

(1)　目的

県では、これまでも障害者への差別をなくし、「ともに生きる社会かながわ」を目指した取組みを進めてきた。

こうした理不尽な事件が発生したが、県は決して事件に屈することはない、一人ひとりを大切にして、ともに生きる社会をめざす取組みは微動だにしないという断固たる県の思いやメッセージを、効果的かつ効率的に社会に広めていく。

なお、今後、「ともに生きる社会かながわ憲章」（仮称）が、県議会の同意をいただき策定された場合には、憲章を県民と共有していくことを主要な目的とする。

(2)　事業概要

上記の目的を達するため、県内外へ積極的な広報を展開していく必要があるが、県外への発信については、既決予算である政策広報推進事業費により、準備が進んでいる。

そこで、県内への重点的、網羅的な発信を行うため、12 月の障害者週間にあわせて、県内主要各紙に「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けた取組みやメッセージにより構成した企画記事を掲載する。

なお、今後、「ともに生きる社会かながわ憲章」（仮称）が、県議会の同意をいただき策定された場合には、憲章を中心とした構成とする。

２　共生フェスタについて

(1)　目的

県がこれまで実施してきた障害者の理解促進に向けたフォーラムや講演会、パンフレット作成などの普及啓発事業は、障害者施策に対する関心が高い県民への効果は得られるものの、障害者施策への関心が低い層や、若者世代等には、その効果が届きにくい面があったと考えられる。

しかし、この事件を受けて、これまで、普及啓発施策の効果が届きにくかった層に対しても、今まで以上にしっかりと、障害者理解の促進や共生社会の実現に向けて働きかけを行い、さらに積極的に普及啓発に取り組んでいく必要がある。

そこで、発信力があり、また県にゆかりがあるアーティスト、パラリンピアン、スポーツ選手など障害者に理解の深い複数の著名人の力を借りて「共生フェスタ」を開催する。それによって、若者世代を含めた幅広い世代の中で、これまで障害者施策に関心を持つきっかけがなかった人々に働きかけることができ、これをきっかけに、それぞれが「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けて行動する、という運動にしていく。

特に、若者世代に発信力のあるアーティスト等の協力を得ることは、若者により多くの共感者を作ることができ、そこから、その世代が得意とするＳＮＳなどを活用して、様々な形で共感行動を発信し、幅広く社会に拡散されていくことが期待できる。

こうした行動を、発信力のある若者世代が自らの意思で行い、「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けた取組みを中心的に担っていくことで、幅広い世代にも広がる大きなうねり･ムーブメントを引き起こしていく。

(2) 事業概要

29 年度の前半をめどに、発信力や集客力を持ち、障害者や障害者福祉に理解があり、県にゆかりのあるアーティストやパラリンピアン、スポーツ選手などの協力を得て「共生フェスタ」を開催する。

また、今年 12 月の障害者週間をきっかけに、ともに生きる社会の実現への共感を示す行動を行うことについて県民等への呼びかけを行う。

さらに、「共生フェスタ」を一過性のものに終わらせないため、ＳＮＳなどを通じて全国に向けて、共感行動の拡散を図り、神奈川から、ともに生きる社会の実現に向けたムーブメントを創出していく。

これらを実行していく体制として、まず、県を中心に準備会を立ち上げたうえで、市町村や関係団体、企業等に「共生フェスタ」への参加を呼びかけて、実行委員会を立ち上げる。

実行委員会において、「共生フェスタ」の内容とあわせて、「共生フェスタ」の前後に、ともに生きる社会の実現に向けた機運をさらに盛り上げていくために、必要な取組みなどの検討を行っていく。

なお、この事業を展開していくためには、企業や関係団体を含めた多くの人々の理解と協賛が必要となるが、これについては、県が直接、積極的な働きかけを行っていく。